

公立大学法人横浜市立大学における研究費の不正使用防止の実行方針

平成19年11月13日

平成24年10月1日改訂

1 目的

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日18文科第829号文部科学大臣決定）において、競争的研究資金等を適正に管理するために必要な事項が示されたことにより、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）においては、競争的研究資金等及び運営交付金により配分される研究費（以下「研究費」という。）を対象として管理・監査に係る実行方針を定め、不正使用の防止について研究費の管理・監査体制の充実を図ることを目的とする。

2 責任体系の明確化

本学は、組織として研究費の運営・管理を適正に行うために次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定め職名を公開する。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は理事長とし、本学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は学長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

(3) 部局責任者

部局責任者は研究推進センター長、副学長（3名）、附属病院長、市民総合医療センター病院長とし、その部局における研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を有する。

3 ルールの明確化・統一化

本学は、研究費の事務処理手続きについてルールを明確に定め、機関全体としてルールを体系化し、全ての研究者及び事務職員に周知を図る。

事務処理手続きに関わる学内外からの総括的な相談窓口として研究推進センターを定め、効率的な研究遂行を適切に支援する。

4 職務権限の明確化

研究費の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

5 関係者の意識向上

研究費は公的資金によるものであり、適正な機関による管理が必要であるという原則と精神を浸透させるため、研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

6 調査及び懲戒

不正に係る調査の手続きとして「公立大学法人横浜市立大学内部監査要綱」を準用し、これにしたがい、調査を行う。

不正を行った者に対する懲戒の種類については「公立大学法人横浜市立大学職員就業規則」第50条に定める。

7 不正防止計画の策定・実施

研究費の不正使用を未然に防ぐため、不正を発生させる要因について把握、分析し、不正防止計画の策定を行う。

不正防止計画の推進を担当する「防止計画推進部署」として総務・財務課 財務担当を定める。

最高管理責任者が率先して不正防止計画の実施に対応することを学内外に表明し、進捗管理に努める。

8 研究費の適正な運営・管理

不正防止計画を踏まえ、予算の執行状況の検証等、適切な予算執行に向けた取り組みを行う。不正な取引を防止するため、癒着を防止する対策を講じる。

検収センターを設置し、検査検収制度の充実を図る。

不正な取引に関与した業者に対し、取引停止等の処分方針を定める。

9 情報の伝達を確保する体制の確立

研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談窓口として、研究推進センターを定める。

研究費の不正使用に関する通報（告発）の受付窓口はコンプライアンス推進委員会とする。

研究費の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

研究者及び事務職員が機関の定める行動規範や研究費に関わるルールの理解度を確認するための方法を定める。

10 モニタリングの在り方

研究費の適正な管理のため、機関全体の視点からのモニタリング及び監査体制を整備する。

内部監査部門として会計・監査担当を定め、防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。